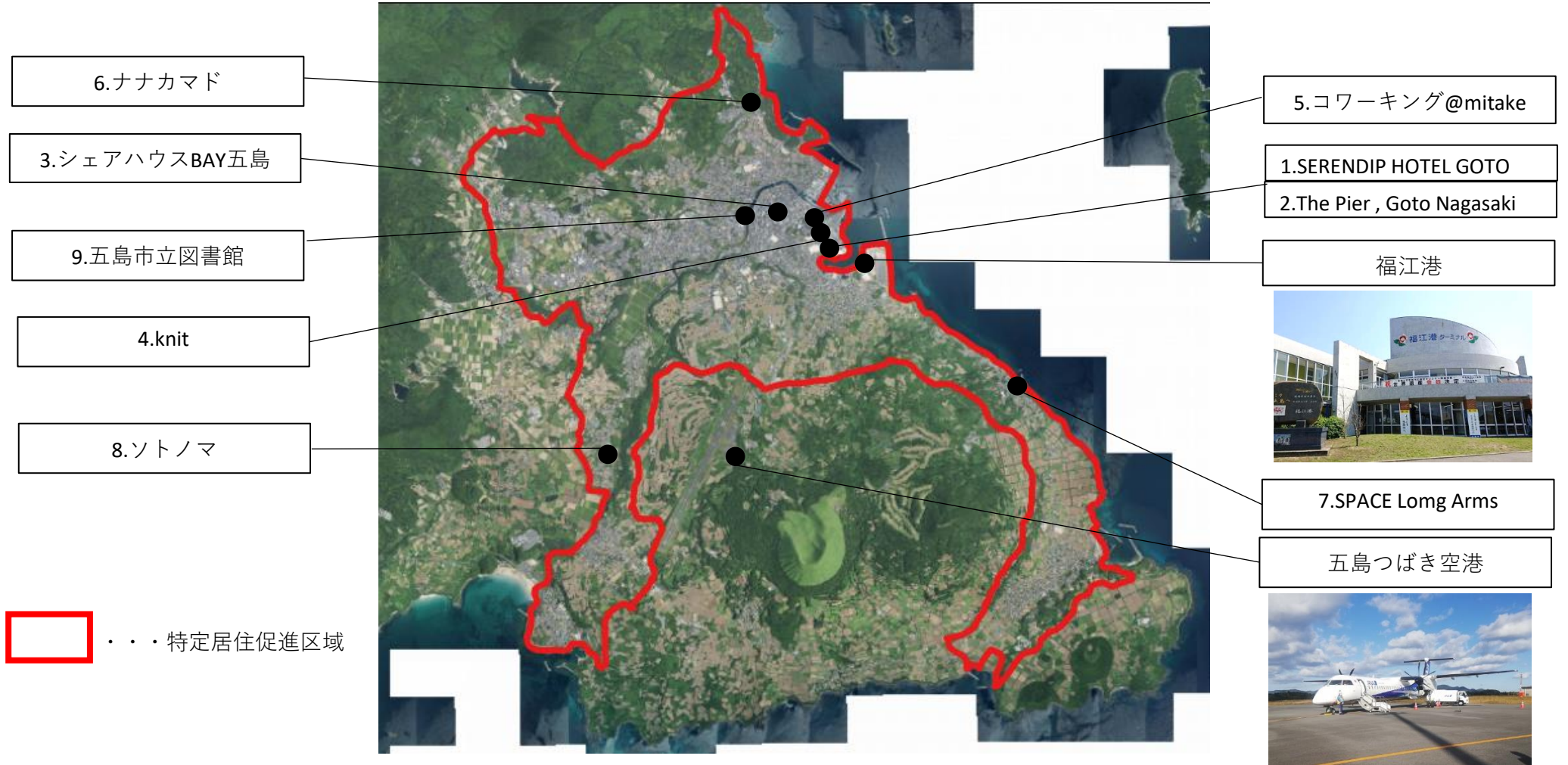


五島市特定居住促進計画

〇年〇月〇日策定（〇年〇月〇日変更）

自治体名	五島市	計画期間	令和7年度～令和11年度
1. 特定居住促進区域			

1. 特定居住促進区域



2. 特定居住の促進に関する基本的な方針

(1) 基本方針

五島市は九州の最西端に位置し、五島列島最大の島である福江島を含めた10の有人島と53の無人島で構成されている。現在は、世界遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」や「五島列島（下五島エリア）ジオパーク」などの歴史や文化、雄大な自然を活かしたまちづくりに取り組んでいる。また、持続可能な社会の実現に向け、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」の宣言を行い、環境省より「脱炭素先行地域」に選定されるなど、「海洋再生可能エネルギーの島づくり」を推進している。

五島市は自然豊かであることに加え、空港や港があることで福岡市、長崎市からのアクセスが良く、離島でありながら大型スーパーやコンビニエンスストア、ドラッグストア、総合病院、高校までの教育環境など生活に必要なサービスも充実しているため、若い世代を中心に近年、年間200名以上の方々が移住する「移住の島」として注目を集めており、2019、2020、2023年度には転入者が転出者を上回る「社会増」を達成している。

また、関係人口の創出を目的として、コロナ禍以前の2019年度よりワーケーションイベントを実施してきたほか、2024年度には国土交通省九州運輸局の「離島におけるデジタルノマド受入に向けた体制整備に関する実証事業」の実証地域に選定されたことを契機に、市内のコワーキングやコリビング、滞在型の宿泊施設と連携したノマドワーカーの受入にも取り組んでいる。

しかしながら、出生数の減少や大学進学等による若い世代の転出により人口減少と高齢化は進んでいる状況であり、担い手不足や地域経済の縮小が深刻化している。今後は、「移住者」「ワーケーション」「ノマドワーカー」の受け入れにより培ってきた人的ノウハウや受入環境を活かし、二地域居住者等の受入促進に取り組むことで、地域経済の活性化のほか、新しい視点や知識、スキルをもった新たな地域の担い手の確保、地域活動への参加による地域住民との交流など多様な人材が活躍・交流する島を目指す。

(2) 目標

- ・デジタルノマド年間来島者数…50人
- ・都市部での関係人口創出イベント 年間参加者数…100人
- ・有人国境離島法の航空路運賃低廉化事業年間対象者（二地域居住）…20人

3. 特定居住拠点施設の整備に関する事項

(1)特定居住拠点施設

No	拠点施設の区分	名称（施設の内容）	所在地	都市計画等の状況	整備内容	整備主体	整備期間
1	宿泊施設	SERENDIP HOTEL GOTO	五島市武家屋敷 1 丁目7-12	準住居地域	整備済み	民間事業者	
2	宿泊施設	The Pier , Goto Nagasaki	五島市武家屋敷 1 丁目 7 - 1 2	準住居地域	整備済み	民間事業者	
3	宿泊施設	シェアハウスBAY五島	五島市大荒町327-1	第1種低層住居専用地域	整備済み	民間事業者	
4	事業所	knit（コワーキングスペース）	五島市中央町6-35	商業地域	整備済み	民間事業者	
5	事業所	コワーキング@mitake（コワーキングスペース）	五島市江川町10-6	商業地域	整備済み	民間事業者	
6	事業所	ナナカマド（コワーキングスペース）	五島市松山町520	用途無し	整備済み	民間事業者	
7	事業所	SPACE Lomg Arms（コワーキングスペース）	五島市長手町137-1	用途無し	整備済み	民間事業者	
8	交流拠点	ソトノマ（コワーキングスペース）	五島市堤町1348	用途無し	整備済み	民間事業者	
9	事業所	五島市立図書館（コワーキングスペース）	五島市木場町450-1	第一種中高層住居専用地域	整備済み	五島市	令和 3年7月8日～令和4年11月30日

(2)用途特例適用要件に関する事項（特定行政庁の同意： 年 月 日）

- ・ 用途（施設の種類）
該当なし
- ・ エリア
該当なし
- ・ 市街地環境の悪化を防止するための措置
該当なし

(3)公的賃貸住宅等整備事業に関する事項

該当なし

4. 特定居住者の生活の利便性の向上又は就業の機会の創出に資するため必要な施設の整備に関する事項

(1) 関連施設

該当なし

No	施設の用途・名称		所在地	都市計画等の状況	整備内容	整備主体	整備期間

(2) 用途特例適用要件に関する事項（特定行政庁の同意： 年 月 日）

・ 用途（施設の種類）

該当なし

・ エリア

該当なし

・ 市街地環境の悪化を防止するための措置

該当なし

5. 施設の整備に関する事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務に関する事項

- 二地域居住者等を対象とした有人国境離島法における航空路運賃低廉化の実施
- 国内外のノマドワーカーを誘致するための受入体制の構築
- 二地域居住希望者への情報発信及び相談窓口の開設（宿泊施設、体験入学、一時保育等の案内）
- 関係人口の質的向上（関わりの深化）を図る移住者や二地域居住者、市民との交流事業の実施
- 長崎県と連携した関係人口創出を目的とした都市部での交流イベントの実施

6. 施設の整備に関する事業と拠点施設関連基盤施設整備事業との連携に関する事項

該当なし

※都道府県が社会資本総合整備計画（広域的地域活性化基盤整備計画）により拠点施設関連基盤施設整備事業を実施する場合に記載。

計画の名称、計画の期間、交付対象、連携都道府県

7. その他

(1)都道府県知事への意見聴取：令和7年8月26日

(2)特定居住促進区域内の住民の意見を反映するために必要な措置に関する事項

(3)都市計画との調和に関する事項

特定居住促進区域と都市計画区域の一致